

【公印・契印（省略）】

総統労第128号  
令和3年7月30日

一般社団法人  
日本ショッピングセンター協会会長 殿

総務大臣

令和3年社会生活基本調査の実施に関する協力について（依頼）

平素より、総務省統計局の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、本年10月20日現在で、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、「令和3年社会生活基本調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

社会生活基本調査は、国民が一日のうちのどのくらいの時間を仕事、学業、家事、地域の活動などに費やしているかなどを把握することにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策など、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案等に用いる基礎資料を提供するものです。

本調査の円滑な実施に当たっては、調査に対する国民の理解を得ることが必要であり、そのため、総務省では、各方面の御協力を得て広報活動に努めているところです。つきましては、貴協会加盟の会員に対し、調査実施の周知及び調査への協力が得られるよう、貴協会発行の広報誌等への調査の実施に関する記事の掲載などについて、統計法第30条第1項に基づき協力を依頼しますので、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本調査は都道府県を通じて行うこととしており、貴協会の会員又は地方組織に対し、都道府県から協力依頼（ポスターの掲出依頼等）がありましたら、重ねて、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査の実施に当たっては、感染防止を図りつつ、調査を確実に実施していくため、調査世帯と調査員との接触をできるだけ控える調査方法（オンライン等）を推進するとともに、調査員の健康管理を徹底し体調不良の調査員がお伺いすることがないようにすることとしております。あわせて、政府の対策にのっとり、マスクの着用や咳エチケット等飛沫感染の防止も徹底してまいりますことを申し添えます。